

子どもが来庁しない場合の本人確認書類について

- 子どもが来庁しない場合（親への代理交付等）の子どもの本人確認書類は以下のとおりであり、基本的には母子手帳と資格確認書（健康保険証）によって対応可能。

| 申請場面 | 本人確認書類（例） |
|--------------------------------|--|
| 1歳未満の者 | |
| 出生届と同時申請 （申請時本人出頭不要） | 出生証明書（出生届様式と一体化済） |
| 出生届と別に申請 | 母子手帳 + 資格確認書（健康保険証） |
| 顔写真なしカードのため 顔写真付きの本人確認書類は不要 | |
| 1歳以上～18歳未満の者 | |
| 新規取得の場合 | 親が撮影した子どもの顔写真 + 母子手帳 + 資格確認書（健康保険証） （顔写真証明書の作成に用いる） |
| 更新 | |
| 顔写真付きマイナンバーカードを もっている場合 | マイナンバーカード + 母子手帳 |
| 顔写真なしマイナンバーカードを もっている場合 | マイナンバーカード + 親が撮影した子どもの顔写真 + 母子手帳 （顔写真証明書の作成に用いる） |

※ 母子手帳や資格確認書（健康保険証）に代えて、小児医療費受給者証、子ども名義の預金通帳、学生証を用いることも可能。

（参考）親の本人確認書類：マイナンバーカード、運転免許証、パスポートなどの顔写真付き本人確認書類

マイナンバーカードの場合は暗証番号の入力、運転免許証やパスポートの場合は住民基本台帳の記載事項の聴聞を行うことで、一点での本人確認が可能。

高齢者等の場合の必要書類について

- 高齢者等で本人の来庁が難しい場合の必要書類は以下のとおりであり、代理交付又は出張申請受付によって対応いただきたい。

| 申請場面 | 必要書類（例） |
|------------------|---|
| 代理交付 | |
| 申請者の本人確認書類以外の持ち物 | 代理人の本人確認書類（※1）＋交付通知書（回答書、委任状も兼ねる）＋（74歳以下の場合）申請者の出頭が困難であることの疎明資料（施設に入所していることがわかる書類、障害者手帳、診断書、入院計画診療書等） |
| 申請者の本人確認書類 | |
| 新規取得の場合 | 年金手帳、年金振込通知書、介護被保険者証、資格確認書（健康保険証）などのうちから2種類（※2）＋施設長等が作成した顔写真証明書 |
| 更新の場合 | マイナンバーカード＋年金手帳、年金振込通知書、介護被保険者証、資格確認書（健康保険証）などのうちから1種類 |
| 出張申請受付 | |
| 新規取得の場合 | 回答書（※3）＋資格確認書（健康保険証）＋年金手帳、年金振込通知書、介護被保険者証などのうちから1種類 （回答書（※3）＋運転免許証、障害者手帳等の顔写真本人確認書類のうちから1種類） |
| 更新の場合 | マイナンバーカード＋職員によるICチップの読み込み （マイナンバーカード対面確認アプリ等） |

（※1）代理人の本人確認書類：マイナンバーカード、運転免許証、パスポートなどの顔写真付き本人確認書類

マイナンバーカードの場合は暗証番号の入力、運転免許証やパスポートの場合は住民基本台帳の記載事項の聴聞を行うことで、一点での本人確認が可能。

（※2）運転免許証、障害者手帳等の顔写真付き本人確認書類をお持ちの場合は1種類

（※3）以下の2点を満たすことで事前に照会回答書を送付せず、出張申請受付の場で提出を求めることとして差し支えない。

- ①事前に施設等から交付申請者の氏名、住所等が記載された交付申請者名簿を提出してもらうこと
- ②出張申請受付当日に、市区町村職員が当該交付申請者が施設等に入所していることを確認する